

遣唐使と来日「唐人」

—皇甫東朝を中心として—

矢野 建一

1、はじめに

2004年、中国・西安市において遣唐使の随員と見られる「井真成墓誌」が西北大学文博学院の博物館によって蒐集され、これを機に遣唐使の問題が日本、中国、韓国等の学界のみならず、一般の市民の間にも大きな関心を引き起こした。

西北大学の協定校である専修大学は、墓誌の公表と研究に深く関与し、2007年、「東アジア世界史と留学生」が文部科学省オープン・リサーチセンター整備事業に選定されたことを受けて、東アジア世界史研究センターを開設し、各種の公開講座、シンポジウム・研究会を開催して現在にいたっている。その成果は『専修大学東アジア世界史研究センター年報』1～6を通じて公にされている。また東アジア世界史研究センターが取り組んだ『東アジア世界史年表』は、昨日、849年～926年部分を追加公開し、年度内には完成の予定となっている。いまだ未整備な箇所を残しているが、この種の年表としては「遣隋使・遣唐使の時代」を網羅した最初の本格的なデータベースであり、今後も補正・整備・完成につとめたいと考えている。

東アジア世界史研究センターの研究プロジェクトは、古代東アジア世界において先進文明国に位置する中国に新しい文化・文物を求めて派遣された留学生を東アジアの視角から明らかにし、その歴史的意義を問い直そうとするものであった。ただ、このプロジェクトはオープン・リサーチ・センター整備事業としては2012年3月をもって終了する予定となっている。ご多忙のなか講演や執筆にご協力を頂いた方々、各種の講演会やシンポジウム等に参加され、熱心に聴講頂いた方々に心胆より謝意を表したいと思う。今後については、学内におけるプロジェクトの事業継続は認められているが、現在のような大型のプロジェクトによる取り組みは目下申請準備中であり、現時点では未定といわざるをえない。

本論では今後の研究の課題となりうるであろう2～3点の問題を提起し、ご叱正を頂きたいと思う。「東アジア世界史と留学生」は、東アジア各地から隋・唐の先進文化・文物を求め、その「移植者」・「媒介者」として中国に渡った人々に関する研究であった。当時の唐と東アジア諸国との外交関係、国際関係からいえば、隋・唐からの文化摂取という側面は否めないが、逆に、その直接的移植者・媒介者として「来日」した唐人や「新羅人」・「渤海人」・「崑崙国人」「胡国人」

など「外国人」の存在も看過しえないものがある。すなわち日唐などの双方向からなる文化・文物の移植・媒介という視点が必要不可欠と考えられるのである。もちろん日本に居住するようになったこれら渡来人（帰化人）のコミュニティーの形成や、国家による支配の問題も重要な論点となろう。本稿では天平8年に中臣名代の船で来日し、1昨年夏に奈良の西大寺旧境内の溝から墨書土器が発見された唐人「皇甫東朝」を取り上げ、これらの問題との関わりを検討して見たいと思う。

2、第10次遣唐使と来日外国人

遣唐使の派遣は、630年の犬上三田耜・難波葉師恵日らの使節を第1回とし、寛平6（894）年菅原道真の時に停止されるまで、計20回の任命がなされた⁽¹⁾。このうち746、761、762、894年は、日本の国内の事情によって停止されていることから、実際には16回派遣された計算となる。また665、667年の使節は白村江の戦の後に百済占領軍のもとに赴いた使節で、入唐自体に疑問があるところから遣唐使とは見なさず、761、762年の使節も合わせて1回と数え、18回の任命、15回の派遣とする説もある⁽²⁾。

なお付言すれば、この665年の「遣唐使」については、最近、百済占領軍の郭務悰らにともなわれて来日した百済の祢軍（でいぐん）の墓誌（「大唐故右威衛將軍上柱國祢公墓誌」）が紹介され、当時「倭」がすでに「日本」と号していたかいなが論議となっている⁽³⁾。

こうした260年余におよぶ遣唐使派遣の時期区分については、派遣の目的、性格、規模、航路などによって様々な解釈があるが、7世紀を1期、8世紀を2期、9世紀を3期と区分するのが一般的であろう。

このうち2期、すなわち奈良時代に来日した外国人については、天平勝宝6（754）年の鑑真に随行して来日した人々が最も数が多く史料も豊富である⁽⁴⁾。鑑真に同行した外国人としては僧の法進・曇静・思託・義静・法載・法成・惠雲・仁幹、三人の尼僧、そして優婆塞の唐人藩仙童・胡国人如宝・崑崙国人の軍法力・丹波人の善聴ら二十四人の存在も知られる。ただ、鑑真の渡航は相次ぐ失敗によって同行者も逃散・交替し、こうした来日外国人の性格も普照らの意図とはかなり異なったものとなっていた。それゆえ、本論では数は少ないものの、いわば鑑真らの「先遣部隊」となった第10次遣唐使にともなわれて来日した外国人について考えてみることにしよう。

天平5（733）年、多治比広成の率いる第10次遣唐使が長安に到着した。この時と唐に渡った留学僧の普照・永叡らは大使一行と別れ洛陽に向かっている。彼らの使命は『日本高僧伝要文抄』・『唐大和上東征伝』に

- ・ 釈普照は興福寺に住す。日本の戒未だ備わらざるが為に、勅もて唐に入りて戒律師僧を伝えんことを請う。
- ・ 日本国天平五年歳次癸酉、沙門永叡・普照ら聘唐大使丹墀真人広成に随い、唐国に留まりて学問す。是の歳、唐の開元廿一年なり。唐国諸寺の三蔵・大徳は戒律を以て入道の正門と爲し、若し戒を持たざる者あらば、僧中に齒せず。是において方に本国に戒を伝える人なきを知り、

仍って東都の大福光寺の砂（沙）門道璿律師に請いて、副使の中臣名代の舶に附して、先ず本国に向かって去らせしめ、擬して伝戒者と為さしむ。

とあるごとく、授戒、すなわち僧侶に戒を授ける資格を有する高僧を探しだし、来日を要請することであった。

仏教の先進国である唐では正式な僧侶となるためには、僧侶が守る戒律（具足戒）を授与する戒師、礼法を教授する羯磨師（こんまし）、威儀作法を教授する教授師の三師と、授戒を証明する尊証師七人の、あわせて十師（三師七証）が必要とされた。しかし当時の日本はいまだ正式な授戒制度が確立しておらず、増加した僧の質の低下も大きな問題となっていた。普照らは遣唐使の帰国までに来日してくれる高僧を見つけることはできなかったが（最終的には天平勝宝5（753）鑑真の来日によって果たされる）、かろうじて洛陽の名刹大福寺の僧道璿とインドから唐に巡礼にきていた波羅門僧菩提僊那、林邑僧の仏哲らを日本に招聘することに成功する。この時、第10次遣唐使とともに来日した人々のうち、道璿は授戒制度整備の要請にもとづくものであろうが、仏哲（徹）、袁晋卿、皇甫東朝、李密翳の来日は何を目的としたものであったのであろうか。第10次遣唐使にともなわれて来日したと見られる外国人は次の通りである。

- ・菩提僊那（インド）来日時33歳 天平宝字4（760）年に57歳で入寂。
- ・仏哲（ベトナム） 林邑楽を伝える。
- ・道璿（中国） 伝戒師 来日時35歳 760年59歳で入寂。
- ・李密翳（波斯人） 生没年、来日後の消息は一切不明。
- ・袁晋卿（中国） 10代で来日。『文選』・『爾雅』に通じ、後に音博士となる。宝亀9（770）年に姓清村を賜う。
- ・皇甫東朝（中国） 20歳の来日か。天平神護2（766）年法華寺舎利會で唐樂を奏し、皇甫昇女とともに従五位下を受く。神護景雲元（767）年雅樂員外助、花苑正。宝亀元（770）年12月越中介。古代中国の皇甫氏は宰相をだす名族。
- ・皇甫昇女（中国） 天平神護2（766）年、法華寺の仏舎利會で皇甫東朝、袁晋卿、李元環らとともに唐樂を奏す。
- ・李元環（中国） 天平勝宝2年に外従五位下。天平宝字5年に姓李忌寸を賜り、同7年に織部正。同8年に従五位下に叙せられ、出雲員外介となる。『新撰姓氏録』左京諸蕃上に清宗宿禰は唐人正五位下 李元環の後とある。来日時期は明確ではないが、工匠としてこの時の来日と推定した⁽⁵⁾。

まず袁晋卿は、宝亀9年の改賜姓に際して「文選爾雅の音に通」じ、大学音博士や大学頭を歴任したが、来日当時はわずか十八・九歳で、天平7年に大使丹比真人廣成の船で来日したとある。また空海の『遍照発揮性靈集』巻四には、「兩京の音韻を誦して三呉の訛響を改む。口には唐言を吐いて嬰学の耳目を発揮す」とあるように、呉音ではなく正確な唐音による仏教經典の読誦の移植に貢献したものと考えられる。

また林邑僧仏哲（徹）は、天平8年に副使中臣名代の船で来日し、菩薩抜頭等の舞と林邑楽を伝えたとされている。大仏開眼会においては雅楽の師として林邑楽を奏し、後に雅楽寮に唐・高麗・百濟・新羅・度羅の楽師とともに、林邑楽師が置かれる嚆矢となっていることから、仏哲は文字通り林邑楽の日本への直接の移植者と見て間違いのないであろう。

さらに法華寺の仏舎利会では、皇甫東朝、皇甫昇女、袁晋卿、そして李元環がそろって唐楽の演奏に従事した。もっとも彼らのすべてが唐楽のエキスパートであった訳ではなく、袁晋卿や李元環などは共演者の域を出ていないように思われる。これに対して皇甫東朝は神護景雲元年に「雅楽員外介兼花苑正」に任じられており、唐楽・舞の指導的役割を期待されていた。

古代中国における「楽」は、「礼」と密接な関係にあり、厳粛な儀礼に対して、心をやわらげる役割を果たすもので、「礼」と相まって人心を収攬（＝支配）するには欠くべからざるものとされていた。こうした「楽」の伝来については、史実か否かは疑わしいが『日本書紀』允恭天皇42年に、天皇の死を悼んで新羅から楽人の献上があったとあり、欽明天皇15（554）年に百濟の楽人の交代要員が来朝したという記事が見られ、おそくとも6世紀の中頃には日本に外来音楽が定着（ただし外国人による演奏）しつつあったと考えられる。

一方、中国からの楽の伝来については、『続日本紀』大宝2（702）年正月條に「五帝太平楽を奏」したとあり、丹比真人廣成の船で天平7（735）年に来日した「唐人」によって「唐國楽」が奏されており、またこの日に吉備真備によって朝廷に『唐楽要録十卷』が献上されてもいる。ただ、実際はこれより古く大宝元（701）年に制定された『大宝令』には「唐楽師十二人」とあり、天平10年前後に成立したとされる『令集解』卷四職員令治部省条の引く古記（尾張浄足説）によれば、合笙師一人・擲箏師一人・横笛師一人・鼓師一人・歌師一人、方磬師一人・箏篳師一人・尺八師一人・篳篥師一人・舞師一人が見える。また天平3（731）年には雅楽寮雑楽生の定員が定められ、「大唐楽生」には「夏蕃」にかかわりなく「三十九人」が定員とされた。もっともこれとて十二という定員を満した分けではなく、完成をみるのば大同期のことであった。こうしたことから唐楽の伝来が大宝令以前にさかのぼることは間違いはないが、その時期を明確に物語る史料はない。ただ、近年、渡辺信一郎氏は古代音楽史の立場から608年に隋の使が倭国を訪問した際、倭国は「鼓吹」によって使節を迎えたとあることに注目し、600年に朝貢した遣隋使は文帝に倭国の楽を貢納し、見返りに「大唐國」の「鼓吹楽」を下賜されていたのではないかと推測されている⁽⁶⁾。軍楽と仏教音楽の違いはあるが東アジアにおける国際的な礼制的秩序に音楽が果たした役割を積極的に明らかにされたという点で注目すべきものがある。

ただ、管見ながら、唐楽と仏教儀礼の繋がりを明瞭に示す史料は天平勝宝元（749）年12月「大唐渤海呉楽」が諸寺で奏されるまで見られない。もっとも『日本靈異記』上巻第五には、「敏達天皇の代」のこととして、のちに仏像に彫刻されることになる流木が「和泉国において楽器の声あり。笛と箏と琴と篳篥の楽の如し」とあるごとく、音楽と仏教の関わりを示唆している。この「笛と箏と琴と篳篥」は、唐楽の中心的楽器であり、後述する『西大寺流記資材帳』にも「唐楽器」の主要な構成楽器として記録されている。敏達期はさておくとしても、奈良時代の後半には各寺院の法会などで演奏されるようになっていたと考えられる。もっとも当時の日唐関係のなかでは欽明期の百濟楽の楽人のように交替要員を期待できるような状況にはなく、伝来も部分的

なものであったと見なすべきであろう。

こうした状況のなかで普照等は、本格的な授戒制度とともに最新の仏教儀礼の「楽」の整備を企図して、皇甫東朝等の来日を求めたのではあるまいか。伝戒師を委嘱されて来日した洛陽大福寺の道璿は日頃から仏教儀礼を通じて、これらの楽人と繋がりがあり、彼らも道璿に誘われる形での来日ではなかったであろうか。とくに皇甫東朝は唐楽のエキスパートとして期待されていたと考えられる。

3、その後の東朝

では、来日以後の皇甫東朝の日本での活動や処遇はどのようなものであったのであろうか。また東朝の来日にいたった背景についても若干の憶測を述べておきたいと思う。

天平8（736）年8月、中臣名代らは帰国直後に「拝朝」に預かっているが、『統日本紀』はそれを次のように記している。

- ・入唐副使従五位上中臣朝臣名代等。唐人三人波斯人一人率いて拝朝す。

すなわち、拝朝には唐人三人と波斯人一人の計四人が預かったという。この唐人三人と波斯人一人が具体的に誰に当たるのが問題だが、やはり『統紀』の同年11月戊寅條には

- ・天皇、朝に臨みたまふ。詔して、入唐副使従五位上中臣朝臣名代に従四位下を授けたまふ。故判官正六位上田口朝臣養年富・紀朝臣馬主に並びに従五位下を贈る。准判官従七位下大伴宿禰首名、唐の人皇甫東朝・波斯人李李密翳らに位を授くること差有り。

とあって、唐人の一人は皇甫東朝、「波斯人一人」は李密翳のことであったことが知られる。

ただ、この後の東朝の動静は詳らかではない。当然、大仏開眼会などには奉仕していたであろうが、位も低く公式な記録には名をとどめなかったのであろう。ふたたび東朝の名が正史に現れるのは、来日から30年を経た天平神護2年（766）10月のことであった。

- ・天平神護2年（766）10月癸卯。勅したまわく。去ぬる六月、思ふ所あるが為に、菩提心を起こして無上道に歸す。靈示あるに因りて、緘器につつしみ候ふに、遂に則ち舍利三粒緘器に見る。数月感嘆して為すところ識ること莫し。朕聞かく、「麟鳳五靈は王者の嘉瑞なり」ときく。至徳の世、史書くことを絶たねども、全身の舍利是の如く顯すことを見ず。感あれば必ず通ずること良に以有り。朕虚薄を以て競懼して年を歴、撫育方に垂きて氷谷場に在り。豈念はめや。至道凝寂して、微情に依ひて真を示し、円正湛然として靈光を結びて質を表さむとは。孤園跡を絶ち久しく心を驚かし、双林客を挽きて爛然として目に満つ。玄珪緑字、何を以てか年を同じくせん。西法東流して、茲の日に在ることを知りぬ。猥りに希世の靈宝を荷ひて、盍ぞ衆庶の歡心を同じくせざらむ。宜しく文武百官の六位已下と内外の有位とには階一級を加ふべし。

但し、正六位上は廻らして一子に授け、其れ五位已上の子孫の年廿五已上の者には亦当蔭の位に叙せよ。普く遐邇に告げて朕の意を知らしめよ。」とのたまふ。従五位下李忌寸元環に従五位下を授く。正六位上袁晋卿、従六位上皇甫東朝。皇甫昇女に並びに従五位下を授く。舎利の曾に唐樂を奏するを以て也。

この年、称徳天皇は隅寺の毘沙門像の胎内より出現した仏舎利を法華寺に請じ、大規模な宴を催した。これが道鏡を皇位に就けようとする称徳女帝の意図から出たものであること言うまでもない。詔のなかに「西法東流」とあるごとく、聖徳太子の200年忌をとらえての演出でもあった。ふたたび東朝らの活躍の舞台が廻ってきたのである。この宴で注目されるまは「唐樂を奏し」た人物のなかに皇甫昇女の名の見えることである。

皇甫東朝と昇女 この皇甫昇女については、これまでも夫婦・娘とのいくつかの推論がなされている⁽⁷⁾。しかし当該期の中国でも日本でも夫婦が同姓である可能姓は少なく、夫婦とするのは当たらないように思われる。娘である可能姓については、すでに来日以来30年の歳月を経過しており、日本人女性との間に生まれた子供の可能姓はなくもない。ただこの時に昇女は東朝とともに従六位上から従五位下に預かっており、ふたりは年齢も近く、同じ経歴にたどったと考えるのが自然であろう。それゆえ、両者は兄妹、弟姉、あるいは同姓他人のいずれかであったと考えられる。

なお昇女のように唐人女性が従五位下に叙せられた例としては、遣唐留学生として帰国した大春日浄足の唐人妻李自然の例があり、「唐女李自然に従五位下を授く。自然は従五位下大春日浄足の妻なり」（『日本紀略』延暦15（796）年）と見える。

皇甫姓のまま また『続日本紀』を見る限り、皇甫東朝・昇女は来日以来皇甫姓のまま改賜姓された形跡は見られないのも注意される。これは清村姓を賜った袁晋卿や、清宗宿禰を賜姓された李元環とは際だった対象をなしている。理由は不明だが、憲宗朝には宰相をだすほどの名族としての誇りがそうさせたものなのか、あるいは「百済王」氏のように律令国家が唐の名族を旧姓のまま臣下に据え置くことに何らかの政治的効果を期待しての措置であったのか不明といわざるをえない。

越中介は左遷か さらに東朝の晩年は唐樂とは何の関係もない越中介に任命されている。宝亀元（770）年12月のことである。大国とはいえ辺縁の地への赴任であることから、これを左遷とする見方もある。しかし下記のように越前介は東朝の従五位下相当であり、これを左遷とするには当たらないように思われる。

『続日本紀』天平神護二（766）年七月	従五位下國見真人安曇を越中介と為す。
同 宝亀元（770）年十二月	従五位下皇甫東朝を越中介と為す。
同 宝亀五（774）年三月	従五位下牟都伎王を越中介と為す。
同 宝亀七（776）年三月	従五位下小治田朝臣諸成を越中介と為す。
同 宝亀九（778）年二月	従五位下紀朝臣宮人を越中介と為す。

晩年の東朝は唐楽のエキスパートから日本の官人としての道を歩み始めたのであろう。

東朝来日の契機 ところで、皇甫氏は安定郡朝那を本貫とし、魏晋南北朝期から多くの人材を輩出し、唐代でも憲宗の時には宰相をだすほどの家柄であった⁽⁸⁾。こうした名族につながる東朝・昇女らがなぜ来日に踏み切ったのか注意されよう。窪田藍氏の蒐集した唐代の皇甫氏関連の墓誌によれば、皇甫氏の多くは「安定郡の人也」（現在の甘肅省）とされている。しかし隋唐期にはいると「河南省の人也」「洛陽の人也」「洛陽に家す」とする事例が増加する傾向が見受けられる。この時期の皇甫氏にまつわる出来事として注目されるのは李瑛の廃太子とそれにとまなう一連の事件であろう。玄宗皇帝は即位以前から多くの女性が存在したが、追麗妃の生んだ李瑛が皇太子に、揚氏の生んだ李璵、皇甫德儀の生んだ李瑤、劉才人の生んだ李琚がそれぞれ諸王に封じられていた。しかし玄宗の寵が則天武後の従父兄の孫娘に当たる武惠妃に移るにおよんで、宰相張九齡や李林甫を巻き込む事件に発展した。皇甫東朝等が中国を発ったのはこうした騒動のまっただ中であった。『旧唐書』『新唐書』開元25（737）年4月乙丑条は、

- ・皇太子瑛及び鄂王瑤・光王琚を廃して庶人と為す。

とあり、『資治通鑑』唐玄宗至道大聖大明孝皇帝 開元25（737）年条は、より詳細に

- ・皇太子瑛及び鄂王瑤・光王琚を廃して庶人と為し、皆これを殺す。瑛の舅家趙妃の家薛氏、瑤の舅家皇甫氏、坐して流貶される者数十人。

と記している。残念ながらこの皇甫德儀と皇甫東朝の関係を明瞭に徴すべき史料は見られないが、皇甫氏のなかでこの事件に連座して処刑された者も多く、皇甫東朝等が中国を脱し、遠く波濤をこえて日本にやってくる契機となった可能姓は少なくない。

4、西大寺と東朝の墨書土器

こうした皇甫東朝の新しい出土資料が2009年4～7月に実施された奈良の西大寺旧境内南西部の溝から発見され話題をよんだ（図1）。

この溝（溝01）は、幅約7メートル、長さ30メートル以上で、中心部が約2.5～3.7メートルの幅で一段と深くなっている。この溝からは8世紀後半の土器、瓦、木製品、イスラム陶器、木簡などとともに「皇甫東朝」と墨書された須恵器が出土した（写真2）。この地層からは「神護景雲二年三月五日『又様』」（写真3）と記した木簡も出土しており、造西大寺使などの文書を扱う事務機関によって8世紀の後半に一括投棄されたものと考えられる。しかしこれまで皇甫東朝と西大寺の関係を直接物語る記録はなく、東朝の新しい活動を明らかにする資料として注目される。

こうした西大寺と皇甫東朝の関係をうかがわせる史料として、宝亀11（780）年の『西大寺資材流記帳巻第一』（以下『流記帳』）がある。同帳はもともと四巻よりなっていたが、残念ながら現在では帳首の一巻を残すのみである。ただそのなかの六章にはおびただしい数の「大唐楽器」

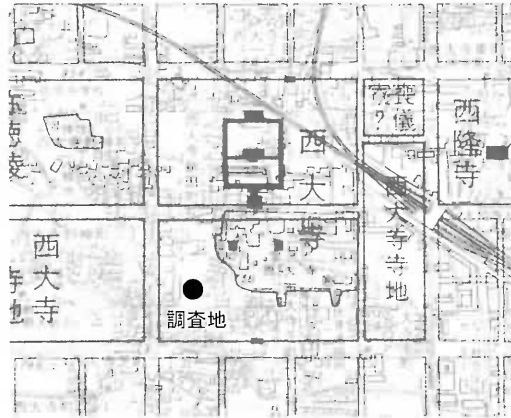


図1 発掘調査地点（奈良市教育委員会埋蔵文化財調査センター提供）



写真2 墨書土器「皇甫東朝」須恵器杯



写真3 木簡 神護景雲二年三月五日『又様』

（奈良市教育委員会埋蔵文化財調査センター提供。墨書土器・木簡の写真は奈良文化財研究所中村一郎氏撮影。）

「唐楽器」「唐楽衣服具」等が見える。こうした楽器や衣服の章は奈良平安時代の資材帳には例がなく、古代の楽舞に関する貴重な資料ということが出来る。やや冗長となるが引用すると次の通りである。

大唐樂器一具

箏一面 桐、納綠地錦袋一口
琴柱十三枚 納辛紅刺物袋一口
琵琶一面 紫檀
黃楊撥一枚 已上納緋地錦袋一口
箜篌一張淺泥銀平文檉鐵子十六枚 白地錦囊、裏赤地刺物、
方響一臺
鈸二枚 鹿角、納白地錦袋一口
斑竹合笙一口漆泥裏 納袋一口縹綠縫
斑竹竿一口漆泥裏 納袋一口縹綠地錦長縫
篳篥二口一小一大 納綠地羅縫物袋一口
簫一口 納緋地錦袋並尺
斑竹尺八一口 納辛紅地羅縫物袋
斑竹橫笛一口 納辛紅地羅縫物袋
銅鈸子一口 汗 破
嗔面頭一面 桐
鞞鼓一面腔以錦墨繪 納黃色袷袋一口
腰鼓一面漆泥、腔以金墨繪 納黃絛袷袋一口
雞樓一面以金墨繪 納黃絛袷袋一口
罰鼓一面二杖泥烟子 納滅紫地袋一口
倒鼓一柄漆泥柄 納黃絛袷袋一口
揩鼓一柄漆泥柄
古樂鼓三面一二三並彩色腔
大鼓一面丹地彩色腔 今修理之
百子一連由師木 破
革帶三十六條金泥并金漆、裏淺口
靴踏廿兩七兩皂皮十三兩鞞皮 以上納辛櫃五合
木太刀二柄
唐漆琴一面 納綠地錦袋一口

唐樂器

箜篌六面 並桐四大二小 各納黃絛錦袋
琵琶六面 各在紫檀撥
 三面紫檀槽、唐、各納紫綿袋
 一面木節槽、唐、各納黃袷袋
 二面桑槽、納黃袷袋
箏六面並桐各納黃袷袋

二面桑槽、納黃袷袋

方響六臺並黑柿、各在錠二柄、面別鐵具十六枚 並納黃袷袋

笙六管在笙刀 各納夾纈袷袋

橫笛六管 惣納黃袷袋

尺八八管 惣納黃袷袋

大箏篋六管

小箏篋六管 已上十二管納黃袷袋

銅鈸子六具 各着夾纈緒

百子六連並案 納黃袷袋

腰鼓六面 各納黃袷袋

鞞鼓六面 各納黃袷袋

雞樓六面各在桴各納黃袷袋

鞞鼓六面 各納黃袷袋

楛鼓六面 各納黃袷袋

大鼓六面各在桴 各納紺細布袷袋皆破

古樂鼓一具一二三六一桴二 各納紺細布袷袋

(中 略)

唐樂衣服具

袍三十四領廿一領袷 不入綿 廿領單衣 雜色

七領赤紫紗古、今相替緋紗

五領緋紗

五領表緋東純 裏綠

二領表黑紫東純 裏綠

三領表赤紫東純 裏綠 小破朽

六領表緋東純、裏綠、

一領表赤地甲纈 裏淺綠 今相替表縹地夾纈裏帛

二領表黑紫綾 綠裏

一領表黃地纈纈、裏帛、今相替縹地夾纈、裏帛

半臂三十四領

十三領表白地甲纈 裏白純欄并緒紅刺物

六領表白地甲纈 裏白純欄并緒綠雲間

四領表縹地甲纈 裏白純欄并緒綠刺物

一領表縹地甲纈 裏白純欄并緒綠刺物 今相替表淺綠夾纈 裏純欄淺綠纈

二領表白地甲纈 裏純 欄并緒淺綠甲纈

二領表縹地甲纈 裏純 欄并緒淺綠刺物

四領表白地甲纈 二裏白純、二裏純欄并緒縹地甲纈

二領表白地甲纈 裏純、欄并緒綠刺物

襖子三十四領并不入綿

三領表白地甲縵 裏帛

五領表縹地縵甲 裏帛

六領表黃地甲縵、裏帛 一領今相替表緋地錦裏帛

四領表緑純 裏帛

一領表黒紫綾

二領表縹地甲縵 裏浅緑

一領表辛紅地刺物 裏緑

五領表辛紅地刺物 裏浅緑

二領表赤地甲縵 裏浅緑

四領表辛紅地刺物 裏帛

一領表赤地甲縵 裏帛、今相替表緋純 裏帛大口

汗衫三十四領並帛

袴三十六腰^マ三十六腰入綿 四腰无綿 二腰今造

褌三十四腰四腰作袴二腰 見三十腰

西大寺に所蔵されていた「唐楽器」は、箜篌・琵琶・箏・方響・笙・横笛・小箏・銅鉦子・百子・腰鼓・鞞鼓・雞樓・鞞鼓・楷鼓・大鼓が、いずれも六組から構成されている。その構成から見て明らかに一括で将来ないしは収集されたものであろう。例外は「尺八八管」だが、おそらく「八」は転写上の誤りで「六」とすべきであろう。『流記帳』の第六章には「大唐楽器」もの項目も見られるが、楽器の構成は著名な敦煌莫高窟220窟楽舞図などと比較しても、種類も不揃いで、数についても規則性が見られない。しかも銅鉦子などは「汗破」、太鼓については「今修理之」、百子の由師木も「破」などの注記から、これらが長年使用されてたものであったことが推測される。これに対して「唐楽器」は質量ともに整備されており、唐楽に精通した人物の介在が想定される。さきに溝01から出土した遺物のなかに神護景雲2年3月5日付の木簡が存在することに触れたが、この前年の神護景雲元(767)年に東朝が雅楽寮員外介兼花苑正に任命されている。おそらく皇甫東朝は雅楽寮員外介として仏教儀礼に不可欠な唐楽の伝授に西大寺に通うことがあったのではなかろうか。

なおこの『流記帳』にはもうひとつ注目される点がある。それは『流記帳』の奥付に「以前資材縁起、自宝龜十一年九月、至于同年十二月」云々とあり、宝龜11(780)年12月25日の日付で僧綱以下衆僧32名の連署がなされている。そのなかに西大寺の大鎮「伝燈大法師位普照」の名が見えることである(下線部)。最後にこの点を論じ、摺筆としたい。

以前資材縁起、自寶龜十一年九月至于同年十二月僧綱三綱衆僧共相商量、依本納帳計會勘定、録頭如件

寶龜十一年十二月廿五日 少都維那修行満位證瓊
上座傳燈法師位 勝傳

第一卷

大寺主傳燈法師位長良
都維那傳燈滿位 奉寵
小寺主修學滿位 惠訴
小都維那傳燈滿位芬惠

鎮

大鎮傳燈大法師位 普照
少鎮修學滿位 惠融

可信

修學法師位
修學大法師位
修學大法師位 光適

僧綱

大僧都 弘耀	威儀師傳燈大法師位	性泰
少僧都	威儀師傳燈大法師位	仁秀
少僧都 永嚴	從儀師傳燈大法師位	滿桓
律師	從儀師傳燈大法師位	常耀
律師	從儀師傳燈大法師位	常不退
律師 善榮	衆僧	

傳燈大法師位	憬善
修行法師位	徳印
傳燈滿位	勝均
傳燈滿位	花形
傳燈滿位	正道
傳燈滿位	天宗
傳燈滿位	守泰
傳燈滿位	仙憬
傳燈滿位	三明
傳燈滿位	愧仁

普照が在唐9年を経て第12次遣唐使（副使吉備真備の船）に乗って帰国したのは天平勝宝元（749）年正月のことであった。帰国後の普照の動向については必ずしも明らかでないが、天平宝字3（759）年6月に東大寺の僧として、畿内七道諸国の駅路の両辺にあまねく果樹を植えることを奏している（『類聚三代格』巻七）。諸国の百姓の往来に際し、樹蔭に息い、果樹によって飢えを忍ばせるためであった。また天平神護2（766）年2月には白猪与呂志女に正六位上より従五位下が授けられたが、与呂志女は入唐学問僧普照の母とみえ、普照の功績を讃えてのことと考えられる。しかし、これ以降『統紀』等の公式記録には普照の記録は一切見えず、既に入寂し、『資材帳』の普照とは同名別人であるとも考えられる。しかし仮に普照の入唐時の年齢が20歳前

後と仮定すれば64歳、30歳であれば74歳の年齢に達していたはずで、決してありえないことではない。

もしこの憶測が許されるならば、普照と東朝の戒壇制度の確立とともに仏教儀礼と音楽を結びつける試みが、44年の時を越えて奈良西大寺で花開いたことになる。

註

- (1) 鈴木靖民『古代対外関係史の研究』1985年。東野治之『遣唐使』2007年。
- (2) 森公章『遣唐使と古代日本の対外政策』2008年。
- (3) 王連竜「百濟人〈祢軍墓誌〉考論」『社会科学戦線』7月号 2011年。朝日新聞「「日本」の名称最古の例か」2011年10月23日朝刊。東野治之「百濟人祢軍墓誌の「日本」」『図書』756号、2012年2月号。
- (4) 安藤更正『鑑真』参照 1978年。
- (5) 拙稿「遣唐使の派遣と春日山祭祀」『東アジア世界史研究センター年報』1号、2008年参照。
- (6) 渡辺信一郎「天下大同の楽—隋の楽制改革とその帝国構造」『北朝楽制史の研究—『魏書』楽志を中心に』科学研究費補助金研究成果報告書。「雅楽の来た道—遣唐使と音楽」『東アジア研究センター年報』2号、2009年。ほかに唐代音楽については岸辺成雄『唐代音楽の歴史的研究—楽制篇上巻』1960年。荻美津夫『日本古代音楽史論』1977年を参照。
- (7) 例えば楽敏・田建国・岩城浩幸『鑑真東渡』2005年。
- (8) 古代中国の皇甫氏については王洪軍・韓澍「中古皇甫氏家族世系考論」『済南大学報〈社会科学版〉』2010年。